

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準
等に関する条例

平成24年12月19日

条例第53号

改正 平成30年3月30日条例第30号

平成30年6月22日条例第38号

令和3年6月25日条例第21号

令和5年3月30日条例第8号

令和6年3月26日条例第10号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件(第3条)

第3章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(第4条—第9条)

第4章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(第10条—第13条)

第5章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第14条—第17条)

第6章 雑則(第18条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準並びに児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件

(指定障害児通所支援事業者等の指定の要件)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項、第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法第21条の5の15第4項に規定する内閣府令で定める基準によることとする。

(平30条例30・平30条例38・令5条例8・一部改正)

第3章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第4条 法第21条の5の4第1項第2号の規定により条例で定める基準該当通所支援の事業の基準並びに法第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の基準は、この章に定めるところによる。

(平30条例38・一部改正)

(一般原則)

第5条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。第11条第3項において同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第11条第1項及び第3項において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例21・令6条例10・一部改正)

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 前条及び第9条に定めるもののほか、基準該当通所支援及び指定通所支援の事業の基準は、法第21条の5の4第2項、第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項に規定する内閣府令で定める基準によることとする。

(平30条例38・令5条例8・一部改正)

(非常災害対策)

第7条 前条の規定にかかわらず、指定障害児通所支援事業者(居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者を除く。次条第2項において同じ。)及び基準該当通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

(平30条例30・令6条例10・一部改正)

(地域との連携等)

第8条 第6条の規定にかかわらず、指定障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援の事業を行う者(この項及び次条において「通所支援事業者等」という。)は、その事業の運営に当たっては、当該通所支援事業者等の事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体(次項において「自治会等」という。)に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等(以下この項において「地域住民等」という。)との連携、協力等により地域との交流に努めるとともに、地域住民等に対し、当該通所支援事業者等が行う事業の内容、当該事業の利用者の障害の特性等を適切に説明するよう努めなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援の事業を行う者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。

(平30条例30・令6条例10・一部改正)

(暴力団員等の排除)

第9条 通所支援事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 通所支援事業者等(その者が法人である場合にあっては、その役員等)又は管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6

号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。)であること。

- (2) 暴力団員等をその事業所(当該指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業を行う事業所をいう。次号において同じ。)の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。
- (3) 暴力団員等によりその事業所の運営について支配を受けていると認められること。
- (4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 管理者又は役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。
- (6) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。
- (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

(令3条例21・一部改正)

第4章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第10条 法第24条の12第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害児入所施設等の基準は、この章に定めるところによる。

(一般原則)

第11条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な

事項を定めた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例21・令6条例10・一部改正)

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

第12条 前条及び次条(第9条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、指定障害児入所施設等の基準は、法第24条の12第3項に規定する内閣府令で定める基準によることとする。

(令5条例8・一部改正)

(準用)

第13条 第7条から第9条までの規定は、指定障害児入所施設等について準用する。

第5章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第14条 法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(一般原則)

第15条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重してその運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図るとともに、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分考慮して設けられなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第16条 前条及び次条(第9条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、法第45条第2項に規定する内閣府令で定める基準によることとする。

(令3条例21・令5条例8・一部改正)

(準用)

第17条 第7条から第9条までの規定は、児童福祉施設について準用する。

(令3条例21・旧第18条繰上・一部改正)

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令3条例21・旧第19条繰上)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月30日条例第30号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年6月25日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の北九

州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条第4項及び第11条第4項の規定並びに第2条の規定による改正後の北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条第3項、第11条第3項、第15条第3項、第19条第4項、第23条第4項及び第27条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

付 則(令和5年3月30日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月26日条例第10号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。